

災害により被災した者を対象とする市営住宅等の一時使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害により住宅での居住が困難になった者に対し、地方自治法第238条の4第7項（行政財産の目的外使用許可）の規定に基づき、一時的な市営住宅の使用を許可することにより、被災者の自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 災害 火災（消火活動に伴う浸水被害を含む。）、風水害、地震等をいい、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）等の適用を受ける大規模な災害を除く。
- (2) 被災者 伊丹市内において、現に自ら居住していた住宅を災害により失った者、またはその住宅での居住が困難になった者をいう。ただし、その者の故意又は重大な過失による場合を除く。
- (3) 官公署 国及び地方公共団体又はこれらに属する諸機関をいう。
- (4) 一時使用 災害時の緊急避難として市営住宅及び駐車場を期間を限定して使用することをいう。
- (5) 市営住宅 伊丹市営住宅条例（平成9年伊丹市条例第38号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する住宅をいう。
- (6) 駐車場 市営住宅に設置されている駐車場をいう。

(一時使用の資格)

第3条 市長は、現状のまま使用可能な市営住宅の空家（以下「空家」という。）があり、市営住宅の公募による入居に支障がない範囲で、かつ、被災者が次の各号の全てに該当する場合は、指定する市営住宅の空家の一時使用を許可することができる。

- (1) 他に居住先または避難先として住宅を確保できないこと。
 - (2) 官公署が発行する被災の証明書の交付を受けていること。
 - (3) 一時使用の許可を受けようとする者及びその同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- 2 市長は、前項の規定により一時使用を許可する市営住宅の駐車場に空区画があるときは、市営住宅の一時使用期間の範囲内において入居する被災者（その同居人を含む。）に対し駐車場の一時使用を許可することができる。
- 3 前2項の一時使用許可に係る申請について、連帯保証人は不要とする。

(一時使用の許可申請)

第4条 市営住宅の一時使用の許可を受けようとする被災者は、被災した日から概ね2週間以内に行政財産使用許可申請書(様式第1号)に次の必要書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、災害の規模その他市長がやむを得ないと認める事情があるときは、2週間を経過した後も申請することができる。

- (1) 被災者世帯の住民票(続柄が確認できるもの)
- (2) 被災の証明書(申請時に原本を提示すれば写しでも可)
- (3) 誓約書(一時使用に係る誓約、被災者及び世帯全員が暴力団員等ではないこと)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 自ら使用する自動車を駐車するために、駐車場の一時使用の許可を受けようとする被災者(その同居人を含む。)は、行政財産使用許可申請書(様式第1号)に使用する自動車の自動車検査証の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

(審査及び斡旋)

第5条 市長は、被災者及びその同居人から前条の申請書類が提出された場合は、速やかに第3条に規定する許可条件を備えているかを審査して許可の可否を決定し、使用を許可する場合は行政財産使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

2 市長は、被災者世帯の人員や被災者からの希望を勘案して空家を斡旋するものとする。

(一時使用の期間)

第6条 市営住宅及び駐車場の一時使用の期間は3月を限度とする。ただし、当該被災者が使用期間の更新を申し出た場合において、市長がやむを得ないと認めるときは、当初の一時使用の期間を含めて最長1年間を限度として、3月ごとに期間の更新をすることができる。

2 前項に規定する申請は、第4条第1項の例による。

(使用料)

第7条 市長は、第6条に規定する入居期間中の使用料については、伊丹市行政財産使用料条例第5条第2号の規定に基づき免除とする。なお、敷金の負担は求めない。

2 市長は、駐車場の一時使用にかかる使用料として、伊丹市営住宅条例施行規則(平成9年伊丹市規則第55号。以下「規則」という。)第34条に規定する使用料の額を被災者に負担を求めることができる。

3 駐車場の使用については、条例第72条の規定を準用する。

(共益費の費用負担義務)

第8条 被災者は、一時使用の許可を受けた市営住宅を使用するにあたり、条例第30条に規定する費用を負担しなければならない。

(条例等の遵守義務)

第9条 市営住宅及び駐車場の一時使用の許可を受けた被災者は、当該市営住宅を使用するにあたり、本要綱及び本要綱に定めのない事項に関しては条例及び規則を準用するこ

ととし、これを遵守しなければならない。

(明渡し請求)

第10条 市長は、市営住宅の一時使用の許可を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、一時使用の許可を取り消し、当該住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 第6条第1項に規定する一時使用期間を過ぎても退去しない場合
- (2) 前条に規定する条例等の遵守義務を果たさない場合
- (3) 暴力団員等であることが判明した場合（同居者を含む。）
- (4) その他市長が必要と認めた場合

2 市長は、駐車場の一時使用の許可を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、一時使用の許可を取り消し、当該駐車場の明渡しを請求することができる。

- (1) 前項の規定により市営住宅の一時使用の許可が取り消された場合
- (2) 駐車場使用料を滞納した場合
- (3) その他市長が必要と認めた場合

(退去時の修繕費用)

第11条 退去時における市営住宅の修繕に要する費用は、徴収しないものとする。ただし、使用者は、故意または過失により住宅を滅失し、または毀損した場合は、市長の指示に従い現状に回復し、またはこれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(公募資格の特例)

第12条 この要綱に基づき一時使用の許可を受けた者で条例に規定する入居資格を備えるもの（以下「入居資格を備える者」という。）については、市営住宅の一時使用中においても一般公募に申し込むことができるものとする。

(特定入居)

第13条 市長は、入居資格を備える者が市営住宅への入居を希望したときは、条例第5条第1項の規定による特定入居をさせることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年8月22日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

伊丹市長

様

申請者 住 所

名 称

氏名(代表者)

※本人(代表者)が自署しない場合は、
記名押印してください。

行政財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、使用許可を申請します。

記

- 1 使用物件
 - (1) 所在地
 - (2) 行政財産の名称
 - (3) 面積又は数量
- 2 使用理由
- 3 使用期間
- 4 実費弁償
- 5 その他

担当部署	
担当者	内線 ()

(様式第2号)

伊〇〇〇第〇〇号
年 月 日

(使用者)

住所

代表者

様

(許可者)

伊丹市長

行政財産使用許可書

年 月 日付で申請のあった行政財産の使用については、下記のとおり許可します。

記

1 許可物件 (場所)

[所在地] 伊丹市

[名称]

[面積] m²

2 許可目的

3 許可期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 使用料

(別紙の行政財産使用料算定シートによる・〇〇条例第〇条に基づき免除等)

5 光熱水費等の負担

6 権利譲渡等の禁止

許可物件に関する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し又は許可物件を2の許可目的以外に使用しないこと。

ただし、市長の承認を得たときはこの限りでない。

7 現状変更の制限

許可物件を改築、改装又は造作しようとするときは、事前に書面でもって市長の承認を得ること。

8 滅失・損傷の責任

許可物件を滅失又は損傷したときは、直ちにその旨を申し出て、すみやかに原状に回復し又はその損害を賠償すること。

9 許可の取消等

ア 許可条件に違反したとき又は本市において許可物件を公用若しくは公共用に供する必要が生じたときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。

イ 許可期間が満了した場合又は許可を取り消した場合において、許可期間中に許可物件に投じた有益費等又は許可が取り消されたことにより生じた損害があっても、その補償は一切行わない。

10 原状回復

許可期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは直ちに許可物件を原状に回復し、返還すること。

ただし、上記義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を徴収する。

11 疑義の決定

この許可について疑義を生じたときは、すべて市長の決定によるものとする。

12 その他

許可条件に違反することなく、善良な注意を払い施設を管理すること。

付記

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となる。）として提起することができる。
- 3 上記1及び2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合がある。

誓約書（市営住宅等一時使用関係）

私(名義人)及び同居者は、伊丹市営住宅に入居するにあたり下記の記載事項について誓約します。記載事項に反する事実が判明した際には、当該住宅の使用承認を取り消され明渡しを求められても、異議の申立てはいたしません。

記

1. 市営住宅の使用許可決定があった後、速やかに入居します。
2. 住宅内で犬・猫・鳥などペットの飼育はしません。
3. 市営住宅を住居以外の用途(営業行為)には使用しません。
4. 騒音、粗暴な言動、ゴミ等の放置、悪臭などにより他の入居者の迷惑となる行為は行いません。
5. 住宅の外壁改修など大規模修繕や空家修繕及び一般（緊急）修繕などの工事や、騒音、漏水等の調査、などのために、市職員及び指定管理者職員が室内に立ち入ることに対して、協力します。
6. 入居者の生命及び身体上の安全性を確保する観点から、緊急時に市職員及び指定管理者職員が入居者及び親族の同意なく、警察官若しくは消防隊員の立会いのもと、室内に立ち入ることに同意します。
7. 市及び指定管理者が市営住宅等管理人に対して、入居許可日、住宅名（号室情報含む）、名義人の氏名、入居人数に関する情報を提供することに同意します。
8. 私及び同居者は公営住宅法等関係法令、伊丹市営住宅条例、同条例施行規則を遵守します。

以 上

年 月 日

伊丹市長 様

申込者(名義人)及び同居者を代表し申込者本人が自筆して誓約します。

住所： _____

氏名： _____ (印)